

201101008A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

国際的な労働力移動自由化時代における
歯科医師養成制度のあり方に関する研究

（H22－政策－一般－002）

平成 23 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 鶴田 潤

平成 24 年（2012） 3 月

厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
国際的な労働力移動自由化時代における歯科医師養成制度のあり方に関する研究
（H22-政策一般-002）
平成 23 年度（2011 年度） 総括・分担研究報告書

目次

I. 総括報告書

国際的な労働力移動自由化時代における歯科医師養成制度のあり方に関する研究・・・ 4	
鶴田 潤	

II. 分担報告書

1. ASEAN の歯科医師に関する相互承認枠組み協定に関する研究・・・ 16	
鶴田 潤、森尾郁子	

2. 東南アジア諸国における歯科医師管理制度および外国人歯科医師受け入れ体制 の諸状況に関する研究・・・ 32	
鶴田 潤	

III. 資料（1～7）・・・ 54	
--------------------	--

資料 1 : ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Dental Practitioners

資料 2 : Laws of Malaysia ACT51 より、「Registration」関連部分抜粋

資料 3 : Malaysia, List of Qualifications Recognised under Section12(1) of the Dental
Act 1971

資料 4 : マレーシアにおける歯科医師新規登録者数データ（2005 年～2009 年）

資料 5 : Singapore, The Schedule List of Registrable Basic Dental Qualifications

資料 6 : 韓国歯科医師国家試験合格率（1986 年～2003 年）

資料 7 : Australian Dental Council, Public Sector Dental Workforce Scheme
List of Accredited Dental Undergraduate Programs whose Graduate are
eligible to participate in the Public Sector Dental Workforce Scheme

研究成果の刊行に関する一覧表、研究成果の刊行物・別冊は、該当なし。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

国際的な労働力移動自由化時代における歯科医師養成制度のあり方に関する研究
(H22-政策-一般-002)

総括研究報告書

国際的な労働力移動自由化時代における歯科医師養成制度のあり方に関する研究

研究代表者 鶴田 潤（東京医科歯科大学 歯学教育開発学分野 講師）

研究要旨

国際的な労働力の移動が活発となり、高度専門的職業人の移動が国境を越えて、起こる時代が予測され始めている。特に医療職における高度専門的職業人については、国ごとに、免許認可、労働許可を行っているため、国境を越えての労働を行うためには、免許内容の認証、労働許可条件の認証が必要となってくる。本研究においては、歯科医療従事者、特に歯科医師の国際的移動について情報を分析するために、その養成課程の内容をふまえた調査を行うことを目的とし、平成 22 年度については、欧州、北米、日本、平成 23 年度については、ASEAN 加盟国を中心に調査をすることとした。

ASEAN 地域においては、ASEAN 共同体 2015 年成立という具体的目標に沿い、AEC プループリントが用意され、2009 年には、歯科医師に関する相互承認枠組み協定（ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Dental Practitioners）が締結されている。この協定に基づき、ASEAN 加盟国は、自国の歯科医師管理制度を整備している。各国における歯科医師の管理・監督制度の調査については、各国の専門歯科規制当局（PDRA：Professional Dental Regulatory Authority）の情報をもとに調査を進めた。調査対象国においては、外国人歯科医師受入制度を含めた歯科医籍登録制度を、PDRA が明文化した法的根拠をもとに運用しており、それらの情報は各 PDRA のホームページで確認できるものであった。歯科医籍登録の種類（レベル）は、各国により異なるものの、完全登録、条件付き登録、仮登録等、歯科医師の労働目的により、種別が異なるということが一般であった。AEC に対応すべく整備された歯科医師に関わる MRA は、現在の各国における PDRA 運用の制度をより強化するものと考えられ、今後、ASEAN の近隣国として、我が国がこの国際化に対応すべく、PDRA と同等の機関、また、外国人歯科医師の受入制度の整備を行うと同時に、歯科医学教育の在り方を見直し、労働力の国際的移動に関する議論を早々に開始すべきであると思われた。

研究分担者：森尾 郁子（東京医科歯科大学 歯学教育開発学分野 教授）

A. 研究目的 国際的な労働力の移動が活発となり、高度専門的職業人の移動が

国境を越えて起こる時代が予測されている。

特に医療職における高度専門的職業人については、我が国においては、EPAによるフィリピン、インドネシアからの看護師、介護福祉士の受入れ事例から見ても、国ごとに国家試験の整備、免許認可条件、労働許可条件の設定を行っているため、それぞれの認証が問題となり、当初予定にそぐわない結果となっている事実がある。本研究においては、歯科医療従事者、特に歯科医師の国際的移動について情報を分析するために、アジア諸国、特に、東南アジア諸国連合（ASEAN: Association of South-East Asian Nations）における歯科医師免許の相互承認制度について、また、マレーシア、シンガポール、インドネシア、タイ、韓国、オーストラリアについて、歯科医籍登録制度、歯科医業許可制度、外国人歯科医師受入制度等の情報を収集し、各国の歯科医師管理・監督制度がどのようなものであるか調査することを目的とした。

1. 東南アジア地域協力機構であるASEANにおいて加盟国が目指すASEAN共同体（ASEAN Community）創設に対し、ASEAN Economy Community（AEC）成立のためブループリントに定められた歯科医師に関する相互承認枠組み協定（MRA: Mutual Recognition Arrangement）について、その詳細を分析し、2. 東南アジア諸国および近隣国である韓国、オーストラリアにおける歯科医師管理・監督制度を、その管轄機関である専門歯科規制当局（PDRA: Professional Dental Regulatory

Authority）の在り方、外国人歯科医師受入体制の在り方等を調査することで、2015年まで3年となっている現在の管理体制を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

1. ASEANの歯科医師に関する相互承認枠組み協定に関する研究

研究方法としては、経済産業省、外務省等のホームページ情報、出版物をもとにした情報収集、データ収集および東南アジア歯科医学教育学会シンガポール学術大会への参加にて調査を行った。

2. 東南アジア諸国における歯科医師管理制度および外国人歯科医師受け入れ体制の諸状況に関する研究

各国専門歯科規制当局（PDRA: Professional Dental Regulatory Authority）に関係する資料について、インターネット上より入手した資料をもとに情報を収集した。また、インドネシア医科評議会（Indonesian Medical Council）および韓国歯科医学教育認証評価機構（Korean Institute of Dental Education and Evaluation）への訪問調査にて得られた書類、インタビュー内容を参考とした。

（倫理面への配慮）

本研究においては、主に資料収集に基づく調査を行うことから、被験者を対象とした実験を行うことはなく、倫理面での配慮において、被験者に対して行うべき点は認められない。

C. 研究結果

1. ASEAN の歯科医師に関する相互承認枠組み協定に関する研究

(1) ASEAN について

ASEANは、1967年結成時のインドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアに加えて、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの10カ国を加盟国とする地域協力機構である。

2003年10月に開催の第9回ASEAN首脳会議の「第2ASEAN協和宣言」をもとに、ASEAN共同体に向けた新たなフェーズへ移行した。ASEAN共同体は、ASEAN経済共同体(AEC:ASEAN Economic Community)、ASEAN安全保障共同体(ASC:ASEAN Security Community)、ASEAN社会・文化共同体(ASCC:ASEAN Social and Cultural Community)により構成される。AECはその中心的な役割を果たすものであり、当時、2020年までに、財・サービス・投資・熟練労働力の自由な移動を含む単一市場・生産基地を構築することを構想とした。その後、2007年1月の第12回ASEAN首脳会議では、「ASEAN共同体の2015年成立に関するASEAN宣言」により、ASEAN共同体の創設を、当初の2020年の予定を2015年とすることが宣言された。2007年11月の第13回ASEAN首脳会議では、2015年までの作業ロードマップとしてAECブループリントが発出された。

(2) AEC (ASEAN Economic Community) について

AECについては、「物品」、「サービス」、「投資」、「熟練労働者の自由な移動」、「資本のより自由な移動」を行う地域となる。

現在、2015年の開始を目指した導入行動計画が示されているが、様々な分野における自由化と円滑化は図られるものの、先例として挙げられるECにおける取組みと比較すると、自由人の移動や非関税障壁の撤廃等、共同市場としては、不完全な状態となり、EPA、FTAプラスのレベルであると言われている。

(3) AEC における熟練労働者の自由な移動について

AECブループリントには、物品貿易・サービス貿易・投資に関わる自然人の移動の管理と入国について、ASEAN熟練労働者の入国手続きの簡素化が謳われており、サービスの自由移動の促進に関わる点で、

- i) ASEAN域内における学生、教員の移動を促進するASEAN大学ネットワーク(AUN)内での協調を目指し、
- ii) 2009年までに、優先サービス領域における職・訓練者のコア・コンピテンシーと資格の確立

(他領域においては2015年までに開発)。

- iii) 技能開発、職配置の促進、ASEAN加盟国労働者市場情報ネットワークの確立について、ASEAN加盟国での研究能力強化が、謳われている。

サービスの自由移動を促進するために、資格相互承認協定(MRA: Mutual Recognition Arrangement)の締結が行われており、2009年には、会計監査サー

ビス、医師、歯科医師の MRA が締結されている。

(4) ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Dental Practitioners (MRA on Dental Practitioners) について

2015 年以降の ASEAN 地域内における歯科医師資格の相互承認の根拠となる本書類は、前述の通り、2009 年に締結されたものである。各国における制度の明確化、専門歯科規制当局 (PDRA: Professional Dental Regulatory Authority) の役割、規則等が明示されている。

2. 東南アジア諸国における歯科医師管理制度および外国人歯科医師受け入れ体制の諸状況に関する研究

(1) マレーシア

マレーシアにおいては、PDRA (Professional Dental Regulatory Authority) として、マレーシア歯科評議会 (MDC: Malaysia Dental Council) が設置されている。MDC 業務に関する関連法規は、1) 「Dental Act 1971」、2) 「Private Healthcare Facilities and Services Act 1998」の 2 法である

マレーシアにおいて歯科医業を行う者は、MDC への登録が必要となる。

2012 年 4 月 5 日以前の登録者については、国家公的業務への 3 年間の従事義務があり、それ以降の登録者については、2 年間の従事義務がある。登録方法については 3

通りあり、1) Dental Act 1971 12(1)に関連する登録 (第 2 章リストに掲載されている大学の学位保持者)、2) Dental Act 1971 12(3)に関連する登録、3) Dental Act 1971 12(9)に関連する登録である。

歯科医業を行うための証書については、1) 定期歯科医業証書 (APC: Annual Practicing Certificate)、2) 仮歯科医業証書 (TPC: Temporary Practicing Certificate) (・交換プログラム等により、マレーシアを訪問した外国人歯科医師で、短期ハンズオンコースの主催や参加を目的とする者、・外部試験評価者、マレーシア国内の歯科大学や高等教育機関に雇用された教員、もしくは、マレーシアに拠点を持つ外国高等教育機関の教員、・政府業務にあたる外国人高官、・マレーシア国内の歯科大学や高等教育機関の卒後臨床教育課程で学ぶ外国人、もしくは、マレーシアに拠点を持つ外国高等教育機関の卒後臨床教育課程で学ぶ外国人、・(特記) 大規模災害時等) の 2 通りがある。

(2) インドネシア

インドネシアにおいては、PDRA として、インドネシア医療評議会 (Konsil Kedokteran Indonesia) (英語名 IMC: Indonesian Medical Council) が 2005 年に設立されている。IDC の業務に関する関連法規は、「Act no 29/2004 on Medical Practice」である。

歯科医師登録制度については、登録なくして労働はできず、1) Registration (登録)、2) Conditional registration (条

件付き登録)、3) Temporary registration (仮登録)、4) Re-registration (再登録) の4種類がある。

通常の1)「Registration」(登録)については、学位記、コンピテンス証書、宣誓書、医師による健康診断書などの必要書類と必要経費にて申請後、約3ヶ月の期間をもって登録が行われる。2)「Conditional registration」(条件付き登録)については、インドネシアにおいて、歯科医学教育、診療訓練等に参加する外国人歯科医師を対象とした登録である。一定期間の技術移転や知識移転のために、歯科医学教育活動や研修活動を行う際には、この条件付き登録は必要とされない。3)「Temporary registration」(仮登録)については、短期間の教育や研修、研修、歯科医療を実施する外国人歯科医師を対象とする登録である。IMC への初登録後は、5年毎の「Re-registration」(再登録制度)が歯科医師業を継続する上で必要となる。「Re-registration」(再登録)のためには、医師による健康診断書のほか、コンピテンスを証明するために毎年30単位の生涯研修に参加することが必要である。

(3) シンガポール

シンガポールにおいては、PDRAとして、シンガポール歯科評議会(SDC: Singapore Dental Council)が設置されている。業務に関する関連法規は、「Dental Registration Act (Chapter 76)」である。

歯科医師登録制度については、1)「Full

Registration」、3)「Temporary Registration」の3種類がある。

1)「Full Registration」については、シンガポール国内のいずれの場所においても、1人で歯科医業を行うことを許可するものである。2)「Conditional Registration」については、1)「Full Registration」された歯科医師のもと、一定期間内(通常2年)歯科医業を行う者、2)特定の雇用条件のもと歯科医業を行う者が、許可されるものである。SDCの許可が得られれば、「Conditional Registration」の歯科医師は2年後以降、「Full Registration」への申請を行うことが可能となる。3)「Temporary Registration」については、短期間、歯科医業を行うものが許可されるものである。

各登録の登録条件については、1)「Full Registration」は、①シンガポールの学位を保持する者、②SDCに承認された学位を保持し、シンガポールにて歯科医業を行うために十分な知識、技能、経験を有していると判断された者について認められる。2)「Conditional Registration」は、①一覧表に記載されている88個の学位あるいはそれに相当する学位の保持者、②一覧表に記載されている大学の卒業生は、当該国・地域における免許試験への合格が必要であり、学位が免許と同等となる国については、その証明を行う必要があり、③SDCに承認された病院、教育機関、歯科診療所で歯科医師として雇用された者、かつ、④シンガポールにて歯科医業を行うために十分な知識、技能、経験を有していると判

断された者、⑤資格認定試験に合格した者について認められる。

3) 「Temporary Registration」は、①定められた学位以外の学位保持者、②SDCにより認可された歯科医学教育・修養課程において、教育活動、研究活動あるいは卒後研修を行う者、③国際的に素晴らしい歯科に関する知識、技能、経験を持ち合わせており、シンガポールの人々に有益であるとSDCが判断した者、あるいは、④Dental Registration Act 下での登録が不可能であるが、SDCがこのAct下で登録を行うにふさわしいと判断した者が認められる。一覧表掲載がない学位保持者は資格認定試験合格が、Conditional Registrationに必要であり、シンガポール国外で歯科医学教育を受けた歯科医師に対して行われる試験である。試験は、英語で行われ、試験費用は、2,000ドル（シンガポールドル）である。試験は、12か月以内、2回まで受験することができる。

日本—シンガポール経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）については、我が国の対外施策として、1999年以降、自由貿易協定の締結が促進されてきた。2002年には、初のEPAとなるシンガポールとの経済連携協定が締結され、その際に、協定内には入らなかったものの口上書の交換という形式で、医師、歯科医師の労働力の自由移動に関する条件が取り交わされた。シンガポール医師・歯科医師が、日本の国家試験を英語で受験し合格すること、外国人のみが治療対象であること等、を条件に、日本に受け入れること

を約束した（医師7名、歯科医師2名まで）。また、日本人医師・歯科医師が在留邦人のみが治療対象であること等を条件に、シンガポールに受け入れることを約束した。2002年時点では、医師15名、歯科医師5名までであったが、2005年の条件拡大に伴い、現在はそれぞれ30名、15名である。

（４）タイ

タイにおいては、PDRAとして、1994年にタイ歯科評議会（TDC：The Dental Council）が設立されている。タイにおいて歯科医業を行うためには、TDC会員となった後、「The Registration and Licensing to Practice Dentistry」へ登録する必要がある。登録要件としては、

1) TDC会員であること、2) 大学管理局あるいはTDCにより許可を受けたタイの大学からのDDSを取得していること、3) TDCにより認証された海外の大学からの学位を取得していること（当該国の歯科医師免許保持も必要であり、TDCがその免許を認める必要がある）、4) 懲罰等による免許失効状態でないこと等が挙げられている。

タイ以外の国の歯科大学卒業をした歯科医師は、3つの試験に合格することで、タイ歯科医師免許を取得することが可能となる。受験資格は、TDC会員、あるいは会員申請に対し十分な条件であることが基本となり、1) 20歳未満でないこと、2) TDCにより認証される学位の保持、3) TDCが歯科医療職として不名誉と扱う不適当な行為等の記録がないこと、4) TDCが歯科医療職として不名誉と扱う犯罪記録

がないこと、5) TDC が歯科医業に際し適当でないと考える精神的疾患、他疾病に罹患していないことが挙げられ、加えて、学位取得をした国で歯科医師登録をされていること、最終的に、歯科免許委員会による試験に合格することが必要となる。

試験内容は、
パート1：基礎生物科学に関する筆記試験、
パート2：臨床科学に関する筆記試験、
パート3：臨床試験
となっている。
パート3受験前に、パート1、2の合格が必要である。試験はタイ語で行われる。試験費用は2,000 バーツである。

(5) 韓 国

韓国においては、PDERA として、韓国歯科医師会 (KDA : Korean Dental Association)、韓国歯科医学教育評価認証機構 (KIDEE : Korean Institute of Dental Education and Evaluation) が設置されている。KIDEE は、2007 年に設立された機関であり、政府から独立した組織ではあるが、韓国教育科学省により認められた歯科医学教育に関する評価認証団体である。韓国の歯科医療／研究の質について、より高度な方向性を目指すことを目的としており、質保証を通して、米国、英国の質レベルを目指している。免許を得た歯科医師については、KDA への入会は義務であるとのことである。歯科医師国家試験は、国試験院 (NHPLEB : National Health Personnel Licensing Examination Board) により行われており、国内大学卒業生については、

毎年1月に行われる試験に対し、卒業あるいは卒業見込みの資格で受験することとなる。2010年の合格率は97%であった。外国人歯科医師国家試験については、韓国厚生労働省 (Ministry of Health and Welfare) により認証された外国大学を卒業した者で、その大学がある国において歯科医師免許を有している者。または、2010年5月31日現在、「外国大学認定審議委員会」にて認証された大学の卒業生は、外国人向けの歯科医師国家試験 (歯科医師予備試験) (Preliminary Examination for Korean Dental Licensing Examination) を受験することができる。受験内容は、1) 1次試験、2) 2次試験、3) 韓国語試験となっている。1) 1次試験は、2科目：MCQ(5肢)200問の筆記試験、試験範囲は、口腔顔面外科学、歯科保存学、歯科補綴学、小児歯科学、口腔顎顔面放射線学、歯周病学、生体材料学、歯科矯正学、口腔病理学、口腔保健学、口腔生物学、保健医療関連法規等である。2) 2次試験は、1科目5問題の臨床実技試験となる。模型、模擬患者等による試験である。3) 韓国語試験は、韓国教育課程評価院により実施され、5級以上の合格が必要である。

(6) オーストラリア

オーストラリアにおいては、PDRA として、Dental Board of Australia (DBA) が設置されている。DBA は、Australian Health Workforce Ministerial Council により、2009年に設置された機関である。

DBA は、各州、領域における行政機関の

援助を受けて、その業務を遂行する。また、オーストラリア歯科評議会（ADC：Australia Dental Council）が設置されており、ADCは、DBAの歯科関係プログラム認証を委託された1993年設立の外部独立機関である。国家法である「Health Practitioner Regulation National Law Act 2009」によって規定されている。ADC認証済み教育機関を卒業した学生は、卒業後、DBAへ歯科医師登録することができる。ADCとニュージーランド歯科評議会（DCNZ：Dental Council of New Zealand）は、ADCの教育プログラム認証制度をと共に利用することとなっており、両国内認証済みプログラムの卒業生はそのまま相互国で登録できることとなっている。現在、ADCの教育プログラム評価認証を受けている大学は、9大学11プログラムである。

このように国内大学についても、厳しく歯科医学教育課程を評価・認証する制度を持っており、教育の質の標準化がなされている。DBAの登録については、教育の質の同位性に基づき、他国大学卒業生の登録が可能となる制度を運用している。歯科医師登録制度については、Dental Board of Australia（DBA）へ登録を行う必要がある。一般歯科医師登録方法については、1）Graduate Resitration（国内）、2）General Registration（国内／外国人）、3）Limited Registration（外国人）がある。

1）Graduate Registrationについては、オーストラリア国内大学を卒業する学生が行う手続きであり、各学生がオンラインにて申し込み手続きを行い、各教育期間が

AHPRAへ学生が卒業する旨を報告することで、AHPRAが判断を行い、登録が行われる。

2）General Registrationについては、過去に国内、あるいは外国にて、歯科医療職として労働していた場合に行う登録方法である。外国人歯科医師として、この登録が可能であるのは、①ニュージーランドにて歯科医籍登録をしている者で、Trans Tasman mutual recognitionにより認められている歯科医師、②英国、アイルランド、ニュージーランドの歯科学位を保持する歯科医師、③カナダの歯科医師学位（DDS/DMD）保持者で、追加条件を修了した歯科医師、④・外国人歯科医師で、オーストラリアの学位を取得した歯科医師

・ADCによる「ASSESSMENT OF OVERSEAS QUALIFIED DENTAL PRACTITIONERS」に合格した歯科医師となっている。

「ASSESSMENT OF OVERSEAS QUALIFIED DENTAL PRACTITIONERS」の内容は、パート1：Initial assessment、パート2：English language test、パート3：Preliminary(written) examination、パート4：Final (clinical) examinationとなっている。年に2度のセッションが組まれており、およそ6ヶ月間となる。MCQおよび実際の治療を通して評価が行われる。到達基準は、オーストラリア国内の新卒業生が具備する能力を基準としている。場所は、各大学の附属病院とし、実施内容には、歯周病治療や他治療、X線撮影等が含まれる。費用は、パート1が610豪ドル、パート3が1,110豪ドル、パート4が6,615豪ドルである。（2012年1月現在）

3) Limited Registration (外国人)については、① Public Sector Dental Workforce Scheme (PSDWS) にて労働する歯科医師、② 卒後研修あるいは管理施設での診療を行う歯科医師に適用される。

D. 考察

本調査で明らかとなったように、経済連携協定、単一市場の構築等を目的とする各国間の連携により、サービスの自由移動、熟練労働者の自由移動に関しては、より一層、移動を促進するために制度 (MRA) が整備されている。相互に自由移動に対する障壁を取り払い、かつ、制度を明確化することは、それまでの国内における歯科医師の質、あるいは、教育の質を再考する機会となると思われる。ASEAN 地域における歯科医師の MRA については、2015 年に向けて、さらに深化した議論が進められるものと思われる。特に、歯科医師に関わる Core Competency の確立を求めている点においては、東南アジア歯科医学教育学会が中心となって、ASEAN における歯科医師像を具体的に示す Competencies が作成されるものと思われる。この書類が持つ意義については、ASEAN 各国、近隣諸国で、歯科医師養成課程カリキュラム立案の基本となる Core Competency が共有され、各歯科大学にて、この Competency を基本とした学習成果基盤型教育がなされることで、ASEAN 共通基盤の高等教育が可能となり、ASEAN 大学ネットワーク (AUN) における学生の移動の促進につながる可能性がある。また、このカリキュラムを国際的に評価・認証し

合うことで、ASEAN 域内のみならず、他国との間において、教育の質保証が可能となり、その結果、養成される歯科医師の質の担保を示すことが可能となる。2012 年度 SEAADE 香港大会にて、作業が進められる予定となっているほか、この作業のスーパーバイザーとして、韓国歯科医学教育評価機構 (KIDEE: Korean Institute of Dental Education and Evaluation) が参加することが予定されている。韓国については、日本と同様に ASEAN 加盟国ではないものの、その PDRA の一つである KIDEE の活動は、この数年間に渡り非常に活発なものである。英国、米国、欧州、オーストラリア、カナダの PDRA に活発な交流を促進するとともに、東南アジア地域での主導的役割を果たそうとする勢いがみられる。我が国で歯科医師という職業の方向性に大きな影響を与える組織は、政府あるいは日本歯科医師会、大学教育機関、学会等が挙げられるが、いわゆる「国際化」に対し、歯科医療界はどのように対応していくのかを、どの機関でも、とにかく早めに国内論議を起すことを願う。現実として、ASEAN では、2015 年をデッドラインとしたスキームで AEC 成立を目指し、議論を進めている。これらの動きに対応するために、「人材」、「労働力」である「歯科医療職」の価値・質を、客観的に管理・監督する機関すなわち日本版 PDRA の設立、同時に国際標準に従った新たな管理・監督制度の導入 (生涯研修の義務化)、高等教育機関の質保証の充実、懲戒制度の明確化等の導入に向けて、従来の我が国の歯科医療制度を、確認するべき

時が来たと考える。

また、マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ、近隣国として、韓国、オーストラリアの状況調査からは、各国の情報提供体制が整備されている点が認められ、歯科医師の管理・監督方法について、必要十分な情報を、ホームページ、インターネット上に、英語にて掲載していることが明らかとなった。本調査で焦点を合わせている外国人歯科医師の受入体制においては、その性質上、国内向けの情報開示だけでは不十分であり、外国人を意識した情報発信の制度が多くで確立されていることは参考となる。また、ASEANの歯科医師MRAにリストに掲載されている項目でもある各国における専門歯科規制当局（PDRA）について、いわゆる厚生労働省・保健省ではなく、歯科医師の管理・監督を専門とした歯科評議会が設置されている点は、注目すべき点である。省庁から独立して、歯科医師の免許登録管理を行う団体が存在することで、省庁管轄でありながらも、独立性を保ちながら、歯科医療界、歯科医師の質の管理を実施していることが認められた。

AECブループリント上では、まだ3年間あることから、各国の外国人歯科医師の受入体制については、今後また変化をしていくものと考えられる。これまでの歴史的な国家関係（（例）Common Wealth マレーシア、オーストラリア、シンガポール、英国、カナダ等）では、他国に認められない外国人歯科医師受入制度が拡充されていることも事実であるが、それ以外の国について

も、対象リストを作成し、その受入レベルを明示している点は、非常にわかりやすいものである。また、歯科医師不足の国（オーストラリア等）では、登録レベルのコントロールにより、歯科医師不足の地域に外国歯科医籍歯科医師を送り出す制度もあり、まさに、外国人歯科医師をも考慮したWorkforce Planning（労働力計画）が実施されていた。まさに国境を超えての人材獲得方法である。歯科医師の登録レベルについては、完全な登録とは別に、一時的な登録（教育、研究目的）や、条件付き登録等、数種の登録レベルを設定している国が多く見られた。一律の完全登録制度ではなく、数種類の登録制度を確立し、運用することで、様々な人材確保という視点での制度活用が可能であると思われた。

ASEAN地域における歯科医師の自由移動の活発化については、実際に制度運用がなされ、経済的状況を背景とした動きが生じてからでないと、その将来は見えてこないが、2015年を迎えていない現在でも、マレーシア、シンガポール、オーストラリアでは、多くの外国人歯科医師が、資格を行使している事実がある。歯科医師過剰とされている我が国では現実味がない話題ではあるが、優秀な人材、歯科医師を確保が、当該国の歯科医療において、臨床、研究、教育の質向上に寄与することを考えると、2015年以降の実移動の把握、また、本邦に来る留学生の質の調査等、今後進めるべき調査活動は多くあると思われた。いずれにしても、各国のPDRA担当者と直接話を行うことができる担当者、担当部署を、我が

国で整備し、できるだけ早急に議論への参加をしてもらうことを願うところである。

現在、米国との貿易関連の話題でもある環太平洋戦略的経済協定（TPP：Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）においても、外国人歯科医師の本邦への流入の話題が出る。国際的な質標準、基準をいかに策定していくか、というプロセスを考えると、本調査で得られた情報を活用し、我が国の歯科医師国家試験の在り方、保険医療制度における社会保険医の在り方を議論し、早めに国際的な議論をリードする立場となることが必要であると思われた。

E. 結論

ASEAN においては、2015 年を目指し、ASEAN Economic Community (AEC) 成立を進めている。AEC 域内では「サービス」、「投資」、「熟練労働者」、「資本」の自由移動が加盟国間で、より充実したものとなると予測される。その点で、歯科医師の自由移動を促進する歯科医師に関わるMRAは、ASEAN加盟国の専門歯科規制当局（PDRA）の役割を明示しており、この指針は、各国の歯科医師の管理・監督制度に大きな影響を与えているものと思われた。そして、東南アジア諸国を中心に、韓国、オーストラリアにおける歯科医師の管理・監督制度、外国人歯科医師の受入制度を調査したところ、専門歯科規制当局（PDRA）が、その制度運用を担っており、それらに関わる情報が、外国人に対し伝達されやすい状態で、周知されている状況がわかった。歯科医師登録の

レベルについては、完全登録、条件付き登録、仮登録等の制度があり、各国でその手続き、プロセスは異なることもあったもののいずれの登録についても、明確に制度化されているものであった。

ASEAN という我が国の近隣諸国における大きな変化を単に見過ごすのではなく、将来の真の国際協調、協力関係を構築するために、我が国における歯科医師の管理・監督体制について、PDRA の設立も含め、早急に、議論を起し、推し進める必要があると思われた。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表

日本歯科医学教育学会誌投稿中

2. 学会発表

・ 2011 年 10 月 29 日～30 日

東南アジア歯科医学教育学会（SEAADE）シンガポール大会、Dental education in the era of free-movement of dentist across the border.

Jun Tsuruta

・ 2012 年 7 月 6、7 日

日本歯科医療管理学会沖縄大会にて発表予定、オーストラリアにおける歯学教育管理制度に関する研究

発表者 鶴田 潤

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
国際的な労働力移動自由化時代における歯科医師養成制度のあり方に関する研究
（H22-政策-一般-002）

分担研究報告書

ASEAN の歯科医師に関する相互承認枠組み協定に関する研究

研究代表者 鶴田 潤（東京医科歯科大学 歯学教育開発学分野 講師）

研究分担者 森尾 郁子（東京医科歯科大学 歯学教育開発学分野 教授）

研究要旨

国際的な労働力の移動が活発となり、高度専門的職業人の移動が国境を越えて起こる時代が予測され始めている。特に医療職における高度専門的職業人については、国ごとに、免許認可、労働許可を行っているため、国境を越え労働を行うためには、免許内容の認証、労働許可条件の認証が必要となってくる。本研究においては、歯科医療従事者、特に歯科医師の国際的移動について、自由貿易協定、経済連携協定、特に、東南アジア地域で大きな地域において地域協力機構として、連携活動を行っている東南アジア諸国連合（ASEAN: Association of South - East Asian Nations）における動向を調査することとした。ASEAN 地域においては、ASEAN 共同体設立へ向けて、ASEAN 経済共同体（AEC: ASEAN Economic Community）、ASEAN 安全保障共同体（ASC: ASEAN Security Community）、ASEAN 社会・文化共同体（ASCC: ASEAN Social and Cultural Community）の設立に向け、着実な連携強化を進める中、ASEAN 共同体 2015 年成立という具体的目標に沿い、AEC ブループリントが用意され、2009 年には、歯科医師に関する相互承認枠組み協定（ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Dental Practitioners）が作成されている。この協定に基づき、ASEAN 加盟国は、自国の歯科医師管理制度を整備するとともに、受入時の体制を整備することが必要となった。我が国については、ASEAN 非加盟国であるという事実はあるものの、近隣諸国、とくにヒトの往来が比較的容易に行える地域における労働力の移動、また、歯科医師免許の相互承認が行われることを、重大な案件として認識することが必要であると思われた。そして、今後の歯科医療施策、特に、専門職として国境を越えた自由移動、日本歯科医籍登録者の諸外国での歯科医籍登録制度、外国歯科医籍登録者の受入体制整備について、早急に議論を進め、体制整備を図り、それに合わせての歯科医学教育レベルの国際標準化を進める必要があると考えられた。

A. 研究目的

度専門的職業人の移動が国境を越えて、起こる時代が予測され始めている。特に医療
国際的な労働力の移動が活発となり、高

職における高度専門的職業人については、国ごとに、免許認可、労働許可を行っているため、国境を越えての労働を行うためには、免許内容の認証、労働許可条件の認証・承認が必要となってくる。本研究においては、歯科医療従事者、特に歯科医師の国際的移動について情報を分析するために、アジア諸国、特に、東南アジア諸国連合（ASEAN: Association of South - East Asian Nations）における歯科医師免許の相互承認制度について、その詳細を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

研究方法としては、経済産業省、外務省等のホームページ情報、出版物をもとにした情報収集、データ収集および東南アジア歯科医学教育学会（SEAADE: South-East Asian Association of Dental Education シンガポール）学術大会への参加にて調査を行った。

（倫理面への配慮）

本研究においては、主に資料収集に基づく調査を行うことから、被験者を対象とした実験を行うことはなく、倫理面での配慮において、被験者に対して行うべき点は認められない。

<参考>

1. 経済産業省

<http://www.meti.go.jp/>

2. 外務省

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

3. 三井物産戦略研究所

戦略研レポート 2015 年における ASEAN の姿

http://mitsui.mgssi.com/issues/report/r1109sp_shintani.pdf

4. ASEAN ECONOMIC COMMUNITY BLUEPRINT

<http://www.aseansec.org/21083.pdf>

5. 図解よくわかる FTA 自由貿易協定

嶋正和著、日本工業新聞社、2011 年

6. ASEAN 経済共同体 東アジア統合の核となりうるか

石川幸一ら編著、ジェトロ、2009 年

7. 解説 FTA・EPA 交渉

渡邊頼純監修、外務省経済局 EPA チーム編著、日本経済評論社、2010 年

学会参加

東南アジア歯科医学教育学会シンガポール学術大会(2011 年 10 月 29 日～30 日)

参加者：鶴田 潤、森尾郁子

C. 研究結果

I. 東南アジア諸国連合（ASEAN: Association of South - East Asian Nations）について

1. ASEAN について

ASEAN は、1967 年結成時のインドネシ

ア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアに加えて、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの 10 カ



国を加盟国とする地域協力機構である。本部は、ジャカルタ（インドネシア）に置かれ、域内人口は6億人を超えている。ASEAN 域内経済協力については、1976年から2003年を一つのフェーズとして進化した後、2003年10月に開催の第9回ASEAN首脳会議の「第2ASEAN協和宣言」をもとに、新たなフェーズへ移行した。その内容は、ASEAN共同体の実現である。ASEAN共同体は、ASEAN経済共同体（AEC:ASEAN Economic Community）、ASEAN安全保障共同体（ASC:ASEAN Security Community）、ASEAN社会・文化共同体（ASCC:ASEAN Social and Cultural Community）により構成されるが、その中でも、AECは中心的な役割を果たすものである。この時点では、2020年までに、財・サービス・投資・熟練労働力の自由な移動を含む単一市場・生産基地を構築することが構想とされた。その後、ハノイ行動計画、ビエンチャン行動計画の採択等を経た後、2005年12月の第11回ASEAN首脳会議ではASEAN憲章制定に正式に合意した。2007年1月の第12回ASEAN首脳会議では、「ASEN 共同体の2015年成立に関するASEAN宣言」により、ASEAN共同体の創設を、当初の2020年の予定を5年前倒しとし、2015年とすることが宣言された。2007年11月の第13回ASEAN首脳会議では、2015年までの作業ロードマップとしてAECブループリントが発出され、2008年12月ジャカルタでの特別外相会議にて、ASEAN憲章が発効されることとなった。

2. AEC (ASEAN Economic Community)

について

AECについては、ASEAN共同体の中心的な柱として位置づけられており、「物品」、「サービス」、「投資」、「熟練労働者の自由な移動」、「資本のより自由な移動」を行う地域となる。2007年に示されたブループリントでは、各項目について、2015年の開始を目指した導入行動計画が示されている。AECの創設とともに、様々な分野における自由化と円滑化は図られるものの、先例として挙げられるECにおける取組みと比較すると、自由人の移動や非関税障壁の撤廃等、共同市場としては、不完全な状態となり、EPA、FTAプラスのレベルであると言われている。

3. AECにおける熟練労働者の自由な移動について

AECブループリントの「A5. Free flow of skilled labour」の項目に書かれているように、物品貿易・サービス貿易・投資に関わる自然人の移動の管理と入国について、ASEAN熟練労働者の入国手続きの簡素化が謳われている。また、サービスの自由移動の促進に関わる点で、

- i) ASEAN域内における学生、教員の移動を促進するASEAN大学ネットワーク(AUN)内での協調を目指し、
- ii) 2009年までに、優先サービス領域における職・訓練者のコア・コンピテンシーと資格の確立（他領域においては2015年までに開発）。
- iii) 技能開発、職配置の促進、ASEAN加盟国労働者市場情報ネットワークの確立に

ついて、ASEAN 加盟国での研究能力強化が、謳われている。

サービスの自由移動を促進するために、資格相互承認協定（MRA：Mutual Recognition Arrangement）の締結が行われており、2005年にはエンジニアリング・サービス、2006年には看護サービス、2007年には建築サービス、測量サービス、2009年には、会計監査サービス、医師、歯科医師のMRAが締結されている。MRAの役割としては、ASEAN加盟国の該当資格を所持していれば、ASEAN域内の国では所定の手続きをとることで、その国の資格を取得すること無く、業務に従事することができるというものである。

II . ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Dental Practitioners (MRA on Dental Practitioners) について

2015年以降のASEAN地域内における歯科医師資格の相互承認の根拠となる本書類は、前述の通り、2009年に結ばれたものである。以下、資料として翻訳文を掲載する。（翻訳前資料：資料1）

歯科医師に関するASEAN相互承認枠組み協定

序文

東南アジア諸国連合加盟国であるブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国(以下、総称して「ASEAN」といい、また、総称して、または個別に「ASEAN加盟国」という)の政府は、

ASEAN地域内外でのサービス提供者の効率と競争力を向上させ、生産能力ならびにサービスの供給および流通を多様化するためにASEAN加盟国間のサービス面での協力を強化すること、ASEAN加盟国間のサービスの貿易制限を大幅に撤廃すること、サービスの自由貿易の実現を目指して、サービスの貿易に関する一般協定(以下「GATS」という)に基づくASEAN加盟国による自由化の程度及び範囲を超える自由化を行うことによりサービスの貿易を自由化することというASEANサービス枠組み協定(以下「AFAS」という)の目的を認識し、

下記につながるであろう、安定し繁栄し高い競争力のあるASEAN経済地域の創造を2020年に向けて計画する、1997年6月14日承認のダイナミックな発展におけるパートナーシップに関するASEANビジョン2020を認識し、

- ・ 財貨、サービスおよび投資の自由な流れ
- ・ 平等な経済開発および貧困・社会経済格差の削減
- ・ 政治的、経済的、社会的安定の強化

AFAS第5条が、サービス提供者の免許または認証について、ASEAN加盟国は他のASEAN加盟国において得られた教育もしくは経験、充足された要件、または付与された免許もしくは認証を認めることができる旨を定めていることに留意し、

ASEAN域内での専門職／熟練労働者／特殊才能保持者の自由な移動を円滑化するために2008年までに主要な専門職の資格に関する相互承認枠組み

協定(以下、「MRA」という)の締結を求める、2003年に開催された第9回ASEAN首脳会議で採択されたバリ・コンコードIIの決定に留意し、

ASEAN加盟国の特定のニーズに適した関連情報の流れおよび専門知識・技術、経験および最良の実践の交換を促進することにより専門能力を強化する歯科医師に関するMRAを定め、

以下のとおり合意する。

第 I 条 目的

本MRAの目的は下記のとおりである。

- 1.1 ASEAN域内での歯科医師の移動の円滑化
- 1.2 歯科医師の相互承認に関する情報の交換および協力の強化
- 1.3 標準および資格に関する最良の実践の採用の促進
- 1.4 歯科医師の能力育成および研修の機会の提供

第 II 条 定義

本MRAにおいて、文脈上他の意味に解釈されない限り、以下のとおりとする。

2.1 「歯科医師」とは、必要とされる専門的な歯科研修を終了し、歯科医師資格を付与された自然人で、技術的、倫理的および法的に歯科医業を行う資格があるとして出身国の専門歯科規制当局により登録され、および／または免許を付与された人をいう。

2.2 「専門医」とは、出身国が認定する歯科専門医教育および大学院レベルの資格(1または複数)を有し、出身国において登録が行われている場合には専門家として登録され、および／または免許を付与されている歯科医師をいう。

2.3 「外国歯科医師」とは、ASEAN加盟国に国籍を有する歯科医師(専門医を含む)で、出身国で歯科医業を行う登録を受けており、受入国において歯科医業を行う登録/免許を申請している人をいう。

2.4 「登録」とは、ある法域内での歯科医師の登録および/または認定および/または免許をいい、また、出身国および/または受入国における歯科医業の登録に係る所定の要件を充足または遵守している歯科医師に対する認定または免許の発行をいうこともある。

2.5 「出身国」とは、歯科医師が最新の有効な歯科医業の登録を有しているASEAN加盟国をいう。

2.6 「受入国」とは、外国歯科医師が歯科医業の登録を申請するASEAN加盟国をいう。

2.7 「専門歯科規制当局」(以下「PDRA」という)とは、歯科医師およびその歯科医業を規制し管理する権限をASEAN各加盟国の政府により付与された機関をいう。この文脈においてPDRAとは、以下のとおりである。

ブルネイ・ダルサラーム国:ブルネイ医療評議会(Brunei Medical Board)、カンボジア:カンボジア歯科評議会(Cambodian Dental Council)および保健省(Ministry of Health)、インドネシア:インドネシア医療評議会(Indonesian Medical Council)および保健省(Ministry of Health)、ラオス人民民主共和国:保健省(Ministry of Health)、マレーシア:マレーシア歯科評議会(Malaysian Dental Council)、ミャンマー:ミャンマー歯科評議会(Myanmar Dental Council)および保健省(Ministry of Health)、フィリピン:専門職規制委員会(Professional Regulation Commission)、歯科評議会(Board of Dentistry)およびフィリピン歯科医師会(Philippine Dental Association)、シンガポール:シンガポール歯科評議会(Singapore Dental Council)および歯科専門医認定機構(Dental Specialists Accreditation Board)、タイ:タイ歯科評議会(Thailand Dental Council)および厚生省(Ministry of Public Health)、ベトナム:保健省(Ministry of Health)

2.8 「国内規制」には、PDRAおよび/または関係当局が公布した歯科医業に関する法律、付則、規制、規則、命令、指令および方針を含む。